

## 分譲地子育て及び定住支援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本町が分譲する宅地を購入し、住宅等を建築する者に対して、助成措置を講ずることにより、分譲地の販売促進を図り、定住を促進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 分譲地 みのり野団地及び大通西団地の分譲地をいう。
- (2) 住宅等 自らが居住する住宅で、併用住宅の場合は、居住面積の割合が2分の1を超えるものとする。ただし、別荘など一時的な使用に供するもの及び賃貸を目的とするものは除く。
- (3) 建築 住宅の新築をいう。
- (4) 子育て世帯 中学生以下の子どもを有する世帯

### (補助対象者)

第3条 この要綱において、交付を受けることができる者（以下「申請者」という。）は、分譲地購入後2年以内に住宅等を建築し、入居した者とする。ただし、次の各号に該当する者は、対象外とする。

- (1) 税及び使用料等に滞納がある者
- (2) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けた者

### (補助金の額)

第4条 町が交付する補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、該当する補助金額の合計とする。

- (1) みのり野団地を購入した者のうち、契約時に土幌町外に住所を有する者は100万円とし、土幌町内に住所を有する者は50万円（うち2分の1相当は土幌町商工会商品券）とする。
- (2) 大通西団地を購入した者は50万円（うち2分の1相当は土幌町商工会商品券）とする。
- (3) 交付申請時、子育て世帯である者は50万円（うち2分の1相当は土幌町商工会商品券）とする。

### (交付申請)

第5条 申請者は、定住後速やかに、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 市町村が発行する納税証明書
- (2) 世帯全員が記載されている住民票
- (3) 建物の登記事項証明書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める申請者に対して、当該年度予算に定める額の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

2 町長は、前項の決定をしたときは、申請者に分譲地子育て及び定住支援補助金交付決定通知（第2号様式）により、交付しないと決定した者に対しては、分譲地子育て及び定住支援補助金不交付通知書（第3号様式）によりそれぞれ通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により交付の決定通知を受けた申請者は、速やかに分譲地子育て及び定住支援補助金交付請求書（第4号様式）を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

3 申請者は、前項の規定により補助金を受領したときは、速やかに分譲地子育て及び定住支援補助金受領書（第5号様式）を、町長に提出しなければならない。

(補助金交付の取消し)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金を受けていると認められるとき。

(2) この要綱並びに宅地分譲要綱又は建築基準法その他関係法令に違反する行為が認められるとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和5年3月31日限りその効力を失う。ただし、既に分譲地を購入した者に対する要綱の適用については、この限りではない。